平成２１年（フ）第２１７２号
京都市伏見区深草大亀谷東久宝寺町30　ガーデナル伏見103、住民票上の住所京都府京田辺市三山木田中12番地５
債務者　矢野興業こと　矢野　昭彦
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７３号
京都府宇治市伊勢田町大谷58番地の52
債務者　中谷利恵子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４１号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地９棟302
債務者　福塚　雪絵（旧姓荒木）
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４９号
京都市右京区嵯峨伊勢ノ上町24番地30
債務者　岸本　幸三
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６３号
京都市西京区松室山添町30番地
債務者　廣瀬とみ子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８１１号
奈良市中山町西３丁目445番地の３
債務者　松田　　浩
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８２２号
奈良県生駒郡平群町大字若井306番地の12
債務者　谷川　正勝
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２５０号
鳥取県米子市米原７丁目５番14号Ａ棟101号
債務者　光岡　利恵
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２６０号
鳥取県米子市朝日町45番地２
債務者　森山　哲生
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２６１号
鳥取県米子市旗ケ崎４丁目13番11号202号
債務者　桑垣　泰志
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２７９号
鳥取県日野郡日野町舟場248番地
債務者　三好　淳子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第７５４号
愛媛県松山市福角町甲348番地22
債務者　松木　千秋
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７６０号
愛媛県松山市宮田町104番地２　メゾン桧垣206号
債務者　樋野　篤史
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７６３号
愛媛県松山市立花３丁目10番30号　コーポ立花２号
債務者　亀岡ツヤ子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７７１号
愛媛県上浮穴郡久万高原町下畑野川甲1565番地１
債務者　山岡　誠之
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６６３号
宮崎県宮崎郡清武町大字船引678番地　町営住宅新川団地106号室
債務者　小玉　和宏
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５８号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池2239番地２、住民票上の住所宮崎県北諸県郡三股町大字餅原991番地５
債務者　中村　　恵
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　宮崎地方裁判所都城支部